

6 次産業化普及促進事業（市単）

【目 的】	経営の多角化による収益向上を図るため、農林水産物の加工や販売にかかる取組を支援する。
【対 象 者】	農林漁業者
【補助対象】	①農林水産物の加工品の製造に係る新規の取組に要する経費 ②農林水産物やその加工品の販売に係る新規の取組に要する経費
【要 件】	過去 2 年度（令和 6 年度・令和 7 年度）以内に本事業補助の活用実績がないこと
【補助割合】	①事業費に対し、（市） 2/3 以内（30 円万上限） ②事業費に対し、（市） 2/3 以内（15 円万上限）